

「未利用口座」のお取扱いについてのご案内

当金庫では、お客さまサービスの維持・向上および預金口座の不正利用防止の観点から、以下のとおり長期間ご利用の無い口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただきます。

「未利用口座」および「未利用口座管理手数料」について

対象となる口座	<p>令和3年5月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の元本組入れおよび「未利用口座管理手数料」の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（決済用普通預金口座を含みます）および貯蓄預金口座が対象となります。</p> <p>※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口座残高が10,000円以上の場合 ②同一店舗で定期性預金、投資信託、国債等のお取引がある場合 ③同一店舗でお借入れ（当座貸越のご利用を含む）がある場合
管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・「未利用口座」となった場合、お届けのご住所に案内文書を郵送いたします。郵送後一定期間（3ヶ月間）経過後もお取引がない場合に、「未利用口座管理手数料」として対象口座から年間1,320円（税込）を引落しさせていただきます。 ・翌年以降もお取引のない状態が続く場合は、同様に「未利用口座管理手数料」を引落しさせていただきます。 <p>※案内文書が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>
自動解約	<p>「未利用口座」の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合は、口座残高全額を「未利用口座管理手数料」として引落し後、当該口座を解約させていただきます。</p>

- ✓ 常日頃の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはございません。
- ✓ 未利用口座管理手数料は令和5年8月1日以降の引落としとなります。
- ✓ 未利用口座管理手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

このお取扱いは口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間ご利用のない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を未然に防止することを目的としております。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。